

償却資産と家屋の区分表

家屋（建物）に取り付けられた、建物附属設備（電気設備や衛生設備等）については、家屋と償却資産に区分して

課税することになっており、主な区分は下記のとおりです。

◎：申告必要資産です。○：家屋のため申告不要です

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋の所有区分			
			自己所有		借家	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			
電気設備	受変電設備	受電盤、変圧器、配電盤、配管、配線 等		◎		
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備一式		◎		
	上記以外の設備	○				
	電力引込工事	引込工事		◎		
	中央監視設備	監視盤、センサー、配管、配線		◎		
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備 等		◎		
	電灯照明設備	屋外の照明設備		◎		
	屋内の照明設備	○				
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		
	上記以外の設備（配線 等）	○				
	インターホン設備	集合玄関機（エントランスで各世帯と話す機器）等	○			
	上記以外の設備（配管、配線）	○				
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		
	上記以外の設備（配管、配線、ボックス 等）	○				
	テレビジョン	受像機（テレビ）		◎		
	共同視聴設備	上記以外の設備（アンテナ、配管 等）	○			
	監視カメラ設備（I T V）	カメラ、受像機（テレビ）、録画装置		◎		
	L A N 設備	配線、配管 等	○			
	L A N 設備	L A N ボード、サーバー、ハブ・ルーター、ケーブル		◎		
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		
		屋内設備、配管、受水槽、ポンプ 等	○			
	給湯設備	局所式給湯設備（湯沸器 等）		◎		
		中央式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用 等）	○			
	衛生器具設備	大小便器、洗面器、浴槽、システムキッチン 等	○			
空調設備	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		
		屋内の配管、バルブ、ガスカラン 等	○			
	空調設備	ルームエアコン（壁掛、床置き型）、特定の生産又は業務用の空調設備		◎		
		上記以外の設備	○			
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		
		上記以外の設備（送排風機、換気扇、換気口）	○			
防災設備	火災報知器設備	屋外の設備（配線を含む）		◎		
		火災報知設備（受信機、副受信機、感知器、配管、配線）	○			
	避雷設備	避雷設備（突針、導線、接地電極）	○			
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル 等		◎		
その他設備	運搬設備	消火栓設備、スプリンクラー設備 等	○			
		工場用ベルトコンベヤー		◎		
		エレベーター、エスカレーター 等	○		○	
	厨房設備	事業用の厨房設備（飲食店・ホテル・百貨店・病院・社員食堂等）		◎		
		上記以外の設備	○			
	洗濯設備	洗濯機、脱水機、乾燥機等の機器		◎		
		事業用の設備一式（クリーニング店、ホテル、病院等）				
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車場設備（ターンテーブル含む）、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド 等		◎		
	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設など）		◎		

※区分が困難な場合は、下記までお問い合わせください。

熊本市役所 固定資産税課 償却資産班（本庁舎2階） TEL : 096-328-2195